

 県章		滋賀県公報		令和 7 年（2025 年） 8 月 26 日 第 643 号 火曜日 毎週火・金曜 2 回発行											
目次 ○ 告示 道路の供用開始（道路保全課） 1 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 3 条第 1 項に基づく道路の指定（道路保全課） 1 ○ 公告 建設業法に基づく許可の取消し処分の公告（監理課） 1 公共測量実施公告（用地事業支援課） 2 ○ 農業農村振興事務所公告 土地改良区役員退任公告（東近江） 3															
告示															
滋賀県告示第316号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。 この関係図面は、令和 7 年 8 月 26 日から令和 7 年 9 月 9 日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。 令和 7 年 8 月 26 日 滋賀県知事 三 日 月 大 造															
<table><tr><th>路線名</th><th>供用開始の区間</th><th>供用開始の年月日</th><th>備考</th></tr><tr><td>木之本長浜線</td><td>長浜市森町字十三440番 6 地先から 長浜市相撲町字十四1846番地先まで</td><td>令和 7 . 8 . 26</td><td>L = 40. 0m</td></tr></table>						路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考	木之本長浜線	長浜市森町字十三440番 6 地先から 長浜市相撲町字十四1846番地先まで	令和 7 . 8 . 26	L = 40. 0m		
路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考												
木之本長浜線	長浜市森町字十三440番 6 地先から 長浜市相撲町字十四1846番地先まで	令和 7 . 8 . 26	L = 40. 0m												
滋賀県告示第317号 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 3 条第 1 項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり告示する。 この関係図面は、令和 7 年 8 月 26 日から令和 7 年 9 月 9 日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。 令和 7 年 8 月 26 日 滋賀県知事 三 日 月 大 造															
<table><tr><th>道路の種類</th><th>路線名</th><th>区間</th><th>指定の部分</th><th>備考</th></tr><tr><td>県道</td><td>大津能登川長浜線</td><td>彦根市馬場二丁目字松原馬場35番 1 地先から 彦根市松原二丁目字大黒31番 1 地先まで</td><td>上下線</td><td>L = 376. 3m</td></tr></table>						道路の種類	路線名	区間	指定の部分	備考	県道	大津能登川長浜線	彦根市馬場二丁目字松原馬場35番 1 地先から 彦根市松原二丁目字大黒31番 1 地先まで	上下線	L = 376. 3m
道路の種類	路線名	区間	指定の部分	備考											
県道	大津能登川長浜線	彦根市馬場二丁目字松原馬場35番 1 地先から 彦根市松原二丁目字大黒31番 1 地先まで	上下線	L = 376. 3m											
公告															
建設業法に基づく許可の取消し処分の公告 建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の 2 第 1 項の規定により次に示す処分を行ったので、同法第29条の 5 第 1															

項の規定により公告する。

令和7年8月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 処分をした年月日 令和7年8月5日
- 2 処分を受けた者 i s m o r e h o m e株式会社
代表者 西山耕史
主たる営業所の所在地 栗東市手原二丁目3番9号
建設業者の許可番号 滋賀県知事許可(般-02)第23127号
- 3 処分の内容 建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実 建設業法第29条の2第1項に該当するに至った。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年8月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 大津市北比良、南比良
- 3 作業の期間 令和7年8月7日から令和7年10月8日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年8月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業の地域 彦根市原町
- 3 作業の期間 令和7年8月18日から令和7年10月20日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年8月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(地形測量、路線測量)
- 2 作業の地域 長浜市西浅井町集福寺
- 3 作業の期間 令和7年8月20日から令和7年11月19日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年8月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、現地測量)
- 2 作業の地域 甲賀市全域、湖南市全域
- 3 作業の期間 令和7年8月20日から令和8年3月31日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年8月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- | | | |
|---|-------|------------------------|
| 1 | 作業の種類 | 公共測量（基準点測量、路線測量、用地測量） |
| 2 | 作業の地域 | 甲賀市水口町山、笹が丘、ひのきが丘 |
| 3 | 作業の期間 | 令和7年10月1日から令和8年6月30日まで |

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、日野川流域土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和7年8月26日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	福 本 修	蒲生郡日野町大字鎌掛2652番地

